

つみたて暗号資産サービス約款

第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する販売所における「つみたて暗号資産」の暗号資産自動積立サービス（以下「本取引」といいます。）に適用されるものとします。
- 2 本約款に定めのない事項については、「GMOコインサービス基本約款」および「販売所サービス約款（暗号資産売買約款）」の定めに従うものとします。

第2条（定義）

- 1 「つみたて暗号資産サービス」とは、当社がおお客様の取引の相手方となって、当社つみたて暗号資産で取扱いの暗号資産を対象に、定期的に、定額で買い付けることができるサービスをいいます。
- 2 「余力」とは、お客様が本取引を行うための資金とすることができる金銭の額のことをいいます。
- 3 「積立設定値」とは、最小積立金額から最大積立金額の範囲内でおお客様が設定し、お客様の指定した積立頻度で、当社指定日に当社開設済み口座から引き落とされる金額のことをいいます。
- 4 「積立日」とは、つみたて暗号資産サービスに基づき暗号資産の買付を行う当社指定の日をいいます。
- 5 「買付価格」とは、お客様が指定した暗号資産に関して、積立日において当社が指定した時刻における販売所サービスにて提示される当該暗号資産の販売価格をいいます。

第3条（自己責任の原則）

お客様は、つみたて暗号資産サービスの利用に関し、本約款、「販売所サービス約款（暗号資産売買約款）」、「つみたて暗号資産の重要事項説明書」、「販売所サービス（暗号資産売買）の重要事項説明書」及び当社ウェブサイト上の取引ルール（本約款において、以下「本約款等」と総称します。）を熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において本取引を行うものとします。

第4条（つみたて暗号資産サービスの利用）

- 1 お客様は、当社が定める口座開設基準を満たすことを条件として、当社が口座を開設した上で、本約款等に定める方法により、本取引を行うことができるものとします。

- 2 当社は、第1項の口座開設を承諾しなかった場合であっても、その理由及び結果をお客様に通知する義務を負いません。

第5条（取引価格）

- 1 当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、暗号資産の取引価格の提示を停止する場合があります。
 - (1) 当社の暗号資産の取引先の全てが暗号資産の取引価格を提示しなくなったとき。
 - (2) 当社の暗号資産の取引先が提示する暗号資産の取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
 - (3) 前各号に定める事由のほか、市場における暗号資産取引量の低下等により、適正な取引価格生成ができないと当社が判断したとき。
- 2 前項の場合には、本取引の受付及び執行の全部又は一部が停止される場合があります。当社は、これによってお客様に生じた損害につき一切の責任を負いません。

第6条（暗号資産の積立）

- 1 当社は、積立日にお客様が指定した暗号資産を積み立てるため、お客様が指定した積立設定値に相当する数量（但し、販売所サービスにおける取引単位以下の数量は切り捨てるものとし、第4項において同じ。）の暗号資産を、次項以下の定めに従って自動的に買い付けます。但し、第11条各号のいずれかに該当する場合は、買付は行わないものとします。
- 2 お客様は、当社に本取引に係る買付をするにあたり、あらかじめ、当社の定める方法により、暗号資産の買付資金を当社の預金口座に送金するものとします。
- 3 お客様は、当社が指定する受付時間において、取引画面を操作する方法により、積立設定値を設定（メンテナンス時を除く。）するものとします。お客様は、受付時間において、積立設定額の変更又は削除を行うことができるものとし、積立設定額を削除した場合は、当社は、次項に基づく買付は行いません。
- 4 当社は、積立日において、販売所サービスを利用する方法により、買付価格をもって、前項に基づきお客様が指定した積立設定額に相当する数量の暗号資産を自動的に買い付けるものとし、買付時に、お客様の口座から買付資金を引き落とすこととします。なお、複数銘柄の積立を設定していた場合は、積立設定を行った日付順で買付けされます。
- 5 買付けた暗号資産は、お客様の口座残高に反映され、現物取引で売買した残高と合算されて取引画面に表示されます。
- 6 当社は、急激な価格変動によるリスク等からお客様を保護する必要がある場合や、その

保有するリスク等に鑑み適切であると認めるとき（当社の暗号資産の取引先におけるシステム障害等に起因する場合や暗号資産に関する状況変化等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、いつでも本取引の受付停止、拒絶等の措置を講じることができるものとします。なお、当社はこれらの措置を講じたことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第7条（積立内容の確認）

お客様の積立内容は、積立の都度、入出金明細および暗号資産受払明細で確認することができます。

第8条（買付の取消し及び変更）

お客様は、当社が第6条第4項に基づいて暗号資産の買付を行った時点以降は、当社が認める場合に限り、当該買付を取り消し、又は変更することができるものとします。

第9条（取引の取消し）

当社は、約定価格が市場実勢を反映していない場合その他明白な誤りや不正な手段等によって本取引が成立したと判断した場合には、第13条に定める確認後であっても当該取引を取り消すことができるものとします。なお、当社は本条に従って取引を取り消したことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第10条（取引条件の変更）

当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、本取引の条件（取引ルールを含みます。）を変更することができるものとします。なお、当社は本条に従って取引条件を変更したことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第11条（積立の停止）

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、積立は行わないものとします。

- （1）余力が不足している場合。
- （2）複数銘柄の買付において、余力が積立設定金額を下回り、当該買付けができなかった銘柄。
- （3）相場の急変等により、積立設定値が販売所サービスにおける最小注文数量を下回った

場合。

- (4) サーバ障害等、予期せぬ事象により買付が行えなかった場合。
- (5) 前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合。

第12条（利用の停止）

- 1 当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、つみたて暗号資産サービスの利用が停止されるものとします。
 - (1) 積立日において口座からの引き落としができなかった回数が連続3回になった場合（複数銘柄の買付において、余力が積立設定金額を下回り、当該買付ができなかった銘柄を含む。）。
 - (2) 本約款等に定める取引の規制・解約等の要件に該当した場合
 - (3) 前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合。
- 2 前条（1）の事由により利用が停止された場合、再度設定を行うことにより、引き続き、積立が行えるものとします。

第13条（取引内容の確認等）

- 1 当社は、第6条第4項に基づいて暗号資産の買付を行った後、遅滞なく、本取引の内容を当社ウェブサイト又は取引画面に表示するものとします。
- 2 第6条第4項に基づく暗号資産の買付後48時間以内に、お客様が当社に異議を申し立てない場合には、前項の内容に異議がないものとみなします。
- 3 お客様が前項の異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、その結果をお客様に報告するものとします。

第14条（取引ルール）

- 1 当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。
 - (1) 取引対象の暗号資産
 - (2) 積立日
 - (3) 決済通貨（日本円）
 - (4) 積立単位（日本円）
 - (5) 積立金額（最小・最大）
 - (6) 手数料
 - (7) 積立方法

(8) 前各号に定める事項のほか本取引に関する事項

2 当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。

附則

2020年12月16日 制定

2021年 6月 2日 改訂